

指定較正機関検査職員の証明書

(電波法第102条の18)

平成十六年一月二十六日

総務省告示第七十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十八第十三項において準用する同法第三十九条の九第二項の職員が携帯しなければならない身分を示す証明書の様式を次のように定める。

なお、平成九年郵政省告示第五百号（電波法第百二条の十八第五項において準用する第三十八条の十二第二項の職員が携帯しなければならない証明書を定める件）は、廃止する。

氏 所 名 属	指 定 較 正 機 関 検 査 職 員 の 証	第	発
		号	行
		有 効 期 限	年
		年	月
		日	日
	省 印	総 務	

備考 大きさは、縦九センチメートル、横六センチメートルとし、色は白色とする。

附 則

この告示は、電波法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十八号）の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。